

第6回 栄村震災復興計画策定委員会

日 時：平成24年9月6日（木）13：30 から
場 所：役場1階 かたくりホール

<次 第>

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議事項
 - (1) 第6回委員会の確認及び検討事項について
 - (2) 復興計画（案）について
- 4 その他

<司 会>

定刻になりましたので、ただ今から、第6回の「栄村震災復興計画策定委員会」を開催させていただきます。

本日は、松尾委員、渡辺加奈子委員がご都合により欠席とのご連絡をいただいております。また、資料の「委員出席者名簿」には記載しておりましたが、急遽、山田委員からも欠席のご連絡をいただきましたので、資料の訂正をお願いします。

会議事項に入ります前に、村長からご挨拶を申し上げます。

<島田村長>

皆さんこんにちは。今日は第6回目の栄村震災復興計画策定委員会ということで、木村委員長さんはじめ委員の皆様には、何かとお忙しい中をご出席賜りましてありがとうございます。

さて、震災復興村営住宅につきましては、急ピッチで冬の雪の降る前に向けて工事等が行われておりまして、今日までは雨も全然降らなくて工事的には大変良かったかなと思っているのですが、これも降らないと秋の作業等にも影響があるので、今日は降って良かったと思っております。

栄村震災復興計画の策定委員会につきましては、申し上げたとおり第6回ということですが、2月15日に第1回の会議をお願いいたしまして以降、今日まで来ました。本日最終ということでありまして、それぞれ復興計画の案等もお示しいただけるといふふうに思っておりますので、今日はひとつよろしくをお願いします。一言申しまして、開会にあたってのご挨拶に代えさせていただきます。本日は御苦労さまでございます。

<司 会>

それではこれより会議事項に入ります。木村委員長さんをお願いします。

<木村委員長>

それではよろしくをお願いいたします。今日の第6回の委員会は最初にもありましたように会議事項が2点。まず最初に第5回の委員会の確認、そして今回の検討事項についてです。それから本題の復興計画案です。これについては、事前に皆さん方に見ていただき、ご意見いただくところまでいっていますので、スムーズにいけるのではないかなと思っております。それでは最初の1番目の議題、前回の委員会の確認を事務局からお願いします。

(事務局から【資料1】説明)

◆第5回委員会での議論の確認事項について

<木村委員長>

これについてご質問等ありますか。よろしいでしょうか。

その他（委員会からの意見）

<広瀬委員>

ご存知のように、松尾委員が新聞などで報道されているような事態になって、本日は欠席ということですが、松尾委員を委員長職務代理として委員長が指名をされた訳ですが、委員長として松尾委員にその事について何らかの対応をされたのかどうか、あるいは本人から辞意の表明があったのかどうか、この事についてお聞きしたい。

もう1つ今の事と関連があるのですが、この委員会の設置要綱と当初にもらった要綱とに違いが

ございます。というのは、第5条に委員長及び副委員長は委員の互選によるというふうになっていますが、副委員長（委員長職務代理）は委員長の指名であったと思うのですが、これはいつから変わったのか合わせてお願いします。

<木村委員長>

後半の部分については、職務代理の指名は委員長がするとありましたので、私がしました。ただ委員の任命は、ここにありますように村長が指名するということであります。

今回の事については、色々新聞等でも報道がありますが、どういう状況なのかということ自体も分かりません。そういう中で、それをとやかく言うことではないと私は思っております。1点目がそれでありまして。2点目については、これは間違いです。設置要綱は間違いで、これは何故こうなったかちょっと分かりませんが、今広瀬さんが言われた通りです。よろしいですか。

<広瀬委員>

今回の設置要綱が間違えて、最初のもので正確だということは、委員長が職務代理を指名したということが正確だということになる訳ですね。だとすれば、今回の件を受けて、委員長として松尾委員に対して、職務代理としてその責任が良かったかどうかということも、個人的な問題ではなくて公の問題ですので、そのことについて委員長は松尾委員に、あるいはこの委員会にかけて職務代理を選任し直す、あるいは本人と何らかの協議をしたとかそういう経緯は全くないわけですか。

<木村委員長>

本人とは話しましたが、ここで言う話ではありません。今回の件に関して委員会として何か問題があるという話ではなくて、これは松尾さん個人の問題であって、松尾さんと大学との関係のもとで話が進んでいる事ですから、この委員会でそれをとやかく言う必要はないというのが私の考えです。

<広瀬委員>

私が聞いているのは、委員長が指名した訳ですよ。それで、今回の事件が起きた訳ですよ。その事が分かって以来、委員長として自分で指名してなった人ですから、あなたの指名をこの際取り消すとか、委員会の構成に関わる最も基本的な部分でありますので、そこはどういうふうに関係はありますかという事なのですか。個人の問題ではないのです。

<木村委員長>

今話したとおりです。松尾さんの今回の話は、この委員会に関する問題ではない。ですから委員長職務代理の指名を取り消すという話は、今の所はありません。ここで、その事について議論する必要もないというのが私の考えです。

これが、この復興計画の策定にすごく重要な意味を持ちますか。この事を問題にすることによって、何か復興計画そのものが問題になりますか。むしろそれよりも復興計画を早く決めて、早く進めていく。今やらなくてはならないことは、そういうことではないでしょうか。

<広瀬委員>

復興計画を早く決めて、早く復興を実施していくというのは、もちろん私も同感です。しかし、この委員会を構成する重要な部分について、例の事件が起きた訳です。これは栄村に影響がないかと言われれば、それは色々な意見があると思うのです。影響があるという人もいるし、そんなもの

は影響がないという人も。

しかし、新聞やマスコミなどであれだけ報道されると、栄村に対する世間の見方そのものも、大変色んな影響は出るだろうと。また、村内外で出ているという事も事実だと思うのです。従って、その時に委員長は自ら指名した職務代理の起こした事件について、全く無頓着で関係ないと言っていいのか。色々と経過があると思うのですが、あったらその報告もお願いしたいのですが、私はそういう考えなのです。

だから委員長として、この際、職務代理については指名をし直すということがあって然るべきではないかと。私もこの事を長々と議論するつもりはないのですが、最初にあたって最も基本的な事でありますので、伺ったということです。

<木村委員長>

今回の件について、私は京都精華大学のホームページですとかそういう所も全部見ました。一応新聞各社が、どのような報道をしているのかも見ました。そういうことの中では、分からないことが多過ぎる。そういう状況の中で、それを問題にすることは無いというふうに、私は判断しています。おそらくこれは、どのように推移するのか分かりませんが、それを見守っていく。今ここで私どもがとやかく言う必要はない。こういうのが基本的なことと思っています。

<加藤委員>

私も今の委員長に同意をいたします。私もこの事件について、出来る限り自分で調べました。京都精華大学のホームページを見ると、そこには「不正」の字が出てきません。補助金の不適切な処理に対するお詫びというような形になります。

新聞では、不正というふうに報道されていますけれども、京都精華大学のホームページに出ている内容とは違う。私は、それを信毎の方に問い合わせをしております。今、そのことについての返事は来ておりませんが、私達が事実を確認するという事はまず必要だと思います。それは明らかになっていません。この問題は下手に扱うと、1人の人権を損害する問題になると思います。私はそういう真相が分からない時点で、あれこれ言う意味はないとそういうふうに思います。

◆復興計画（最終案）について

<木村委員長>

この件はよろしいですね。では先に進めさせていただきます。広瀬さんが言われた設置要綱の部分は間違えなので、これは差し替えます。それでは本題の復興計画の案について検討していこうと思います。

ではちょっと気を入れ替えて。本題に入りますけれども、今日が最後の委員会です。今日まとめていきたいので、是非よろしくお願いします。

8月中に事務局にも非常に頑張ってもらって、また私どもも本文を作っていました。かなりタイトな時間でやってきましたけれども、なんとか8月中に皆さん方のお手元にお渡しする事ができました。十分読んでいただいたと思います。ただその後、文章上の問題ですとか、もう少し変えた方が良さという様な箇所もいくつかある。また皆さん方にもご質問、ご意見など頂こうと思います。頂いたのは4日、おとといでそれ以前に文章上、構成上おかしい、もう少し手を加えた方が良さな箇所については私どもの方で手を加えて、今日最終案という形でお示ししてあります。

前回の部分と異なっている部分については、赤字を入れてあります。補足した部分や修正した部分等については、前回のものと比較していただければありがたいと思います。

今日検討していただきます事は、最終案がこれで良しと、大幅な変更はないと思いますけれども、

これを検討していただきますことと、村長に報告するという事ですので、復興計画案に添付する文章、【資料3】を付けている。これの確認をお願いしたい。

委員からいただきました一次案に対するご意見等は、この後説明していただいて議論していきたいと思っております。一次案について検討をしていただき、これに対する意見が、今回【資料4】として出ています。広瀬委員と関谷委員から意見をいただいています。これについての説明をいただけますか。お2人から。

◆復興計画（一次案）に対する委員意見について（※【資料4】3ページ）

前提2「地域資源の積極的な活用」

<広瀬委員>

私の意見というのは、一つは【資料4】にあります、自然エネルギーというのが今重要なテーマとして挙がっている訳で、この村における自然エネルギーの一番とつきやすいものということで、やはり雪の活用というものが大事だというふうに私は思うし、村民の多くの方もその事に着眼し、色々利用されたり、計画されたりしているようですが、まず雪室を作って産業振興に、これは単に農業だけの問題ではなくて色々な事で活用ができると思いますが、例えばその安塚町などは学校の冷房を雪室で全部やっているというすごい実績がある訳で、視察にも行った事があるのですが、そういうふうに広げていけば雪というのは大変な資源で、大変なエネルギーを出すものだというふうに考えまして、この計画の中にそのことがあまりはっきりとした表示が見えなかったもので、雪室を作ってそれを活用するというのをどこかに入れてもらいたいというのが一つです。

<木村委員長>

1点ずついきましょうか。今の広瀬さんのお話しも当然の事として思っています。むしろこれは2番目の前提として、地域資源の積極的な活用と掘り起こしとそういう中に、「現状と課題」とそこにも新たに括弧書きで書きました。【資料2】の最終案の26ページにあります。ここについては全く変わっておりませんが、箱書きを見ていただいたと思いますけれども、雪について、現状と課題はこういうことで、積極的に雪の活用とここにはきっちり入れて、集落の地域資源の中にもそういう様な雪などの自然、豊かな動植物こういうものを積極的に使い、こういう様なものを入れてあります。

広瀬さんが言われた雪の利用というのは、僕も当然のことだと思います。ただ雪室という言葉がそのままここに書かなければいけないのかということについては、じゃあ雪室をどうやって使うのかというものを最初に挙げていないかということよりも、むしろ自然利用をしていくとこれを明確にしておいて、それではその技法を皆さんで考えていったらと思うのですが、いかがですか。今後の課題として、事業をやっていく中において雪室ということが問題ではなくて、雪を活用した例を挙げろということだろうと思うのです。違いますか。雪室なのですか。

<広瀬委員>

何も雪室という文字がないということに大変なこだわりを持つ訳ではないですが、他の項目では結構具体的に挙げている訳です。何で雪室だけが、一般論でやるのかということも疑問にあるのです。

<木村委員長>

ただここに挙げた言葉というのは、それなりに意味を持たせていると思うのです。例えば農業にしても、じゃあこういう農業をやるが故にこういう形が必要だよというふうな形で書かれている。例えば僕は広瀬さんが言われた雪室ということに対しても、当然考えられるべきことだと思います。その

事を否定するつもりは全くありませんし、むしろ後半の雪を活用した利用、これがすごい重要なのだろうと思います。

ですからその部分については、もし必要ならばどこに入れたらいいのか。僕は最初の段階の前提の部分に雪の活用が必要だと、どのような可能性があるのか考える事が必要だというふうに、課題として括弧書きの中に取り入れました。そしてどういうものがあるのかという1つの例としても、雪などの自然、これをうまく利用するという事だろうと思うのですが、それでは足りませんか。

<広瀬委員>

【資料2】の最終案 26 ページの「現状と課題」の上から3つ目の丸の所に、雪の事について触れてあります。ですので、言葉を無理やりそこへ押し込むということは私も求めませんが、そういう趣旨をちゃんと活かしてもらいたいということです。

<木村委員長>

そのことは十分了解しています。

<加藤委員>

私が参加している「地域資源活用研究会」でも、そのことについての議論は進んでいますので、そういうことも期待していいのではないかと考えております。

<木村委員長>

かなりこの議論、前提と方針の関係とかそういうこともこの中には書いてありますけれども、前提で挙げるということはもっとも基本の事だと思うので、特に地域資源の発掘において雪というのは無視できない問題ですし、とにかく雪をうまく利用していくという事が、この村に非常に重要な事だろうと思います。

そういう事の認識は、この委員会で十分承知していて、ここにあってこういうような箱書きで提示したということによろしいですか。では2点目どうぞ。

第4章 計画の推進体制について

<広瀬委員>

私の方の2点目は【資料4】4ページの後段に色々書いてあるのですが、この計画を実行していく上での一つのあり方が書いてあるのですが、私の意見の主要な問題点は、この推進体制が必要かどうかというのもまた議論のある所ですが、仮にそれが必要だとしても、そこにこの策定委員会の委員が参加するということがいかなものなのでしょうかという事が主な意見です。

というのは、一言で言えば問題を出した人が、答案を書く様なものだという例えになると思うのです。更にその上に、一番のチェック機関として議会というのがある訳です。ここがそういう事についての十分なチェック機能を当然発揮するはずだし、そうあるべきだと。その下にもう一つそういう機関を置くということになると、例えばこの体制の中にそういう機関を置いて、そこでチェックして意見が挙がると、しかし議会の方は議会の方で、議会の立場からチェックして意見が出る。これがうまく合えば進んでいく訳ですが、これがもし違った意見になった場合には、その調整も必要になってくる。以降、屋上屋を重ねる様な事にもなりかねない危険もあると思いますので、少なくともそのメンバーには、この策定委員会の委員は加わらない方がいいのではないかとというのが、私の意見です。

<木村委員長>

関谷さんも似たような事を書かれていますけれども、同じような意見なので関谷さんからも説明をいただけますか。

<関谷委員>

広瀬さんの方から出た意見とほぼ同じなのですが、我々策定委員会そのものは北部地震からの復旧・復興を目的に復興計画を作る。それを村長に報告することが我々の任務であると考えています。その様な中において、果たして復興推進委員会の中に、我々策定委員会のメンバーが入るということまでは、我々が持っている任務の中には入らないだろうと考えております。

それと同時に、復興計画そのものをどのように進展しているのか、あるいはどのような状況になっているかをチェック、あるいは検討する機関は、栄村では村民から選ばれた栄村議会の任務であるとその様に考えています。それと同時に、この議会とこの委員会にも改めて検討するという事になると、二重構造等々になり、事業決定がますます遅れる危険性があると考えていますと同時に、この復興推進委員会の位置付けが明確化してないと。当然議会よりは上の委員会などということは当然考えられない訳でありますので、この位置付けが果たしてどのようになるのか。これが非常にはっきりしていないので、またご意見をお聞かせいただきたいと思います。

第4章の中で見ますと、だいが訂正等が入っておりますが、私はこの案の方でこれを書いておりますので、若干違う事がありますが、当初の一次案の中で見ますと議会そのものがなかなか関与しにくいような表現がある。これでは村民の皆さん方から議会を軽視しているのではないかと、その様に言われる危険性もありますので、果たしてこの復興推進委員会というものがどうか非常に疑問です。それと村あるいは議会が必要と認めれば、あるいは村長の諮問機関として村長が任命をすれば、それで事が済むのではと私は考えております。以上でございます。

<木村委員長>

今のお二人の意見を拝見して、さて困ったなというのが、私の率直な感じですが。この件に関しては、第3回の委員会でもこれと同様に推進体制に対して議論をして、そして第4回の委員会で骨子を提示しました。

骨子を提示し皆さん方のご了解を得て、村の村民の方々に対するパブリックコメントを求めた所です。皆さん方が同意し認めた上で、全く同じ文章の一次案、全く同じ文章の中で同意し確認した上でパブリックコメントを書いたにも関わらず、今回これは問題だよと言われると、さてじゃあ4回目の委員会における計画骨子というのはどういうことだったのかと。そこで了解された事というのはどういう事なのか、極めてそれの方が問題ではないかと思えます。と同時に、第5回の委員会においても、再度その事は先程の第5回の委員会の確認事項にもありました様に、このことは検討事項でかなり詳しく私が書いて、それを皆さんに提示し、検討いただいて再確認した。ここはすごく大事な事なので、これから計画を遂行・推進する上で無視できない非常に大事な事ですから、皆さんに確認をいただいた。

にも関わらず今回こういう様な意見が出てくる。この事は非常に残念です。それは手続き上の問題、決め方の問題でもあります。と同時に、後になってそういう意見が出てきた事に対して、じゃあどうするべきかということについては、その辺りからいかがですか。委員の方々。

<加藤委員>

今の問題はこの委員会で何度も議論をして、そして前回かなり議論をして決めた事だと思います。そして、今回の会議の冒頭にも前回の会議の確認をして、その時にこういう意見書を出されるの

であれば、その時にご発言されるべき事なのではないのでしょうか。今こうやって全体が進んでいる中で、そういう逆戻りさせるという意図は私には分かりません。

<木村委員長>

例えば今ここでお二人、広瀬さんと関谷さんが問題にされているのは復興推進委員会の事ですね。ここで挙げている【資料2】最終案の43ページに書かれている。ここの部分の、後でこれは説明しようと思いましたが、出てきましたので、行政組織として情報の集約化が絶対に必要だとここでは何度も議論してきて、そういう部署を役場の中に作るという要望をしてきました。これを窓口として、各種のすり合わせをやりながら事業を村の側から上げていくという復興計画推進室、そして上がって来た事業だとか、事業の原案に対して、それが復興計画に合致しているのかどうかという事を検討する委員会として、復興推進委員会を作ったらどうかということがここに書かれています。

メンバーとして、県や専門家などによる復興推進委員会を設けますと書きました。何故、復興計画策定委員会のメンバーが入らなければならないのか。復興計画に関して、誰が知っているのですか。誰が一番この復興計画を理解されているのか。皆さん方でしょう。委員の皆さん方が一番理解されて、それを認めてきた訳です。その人抜きに委員会を構成できますか。

広瀬さんは自分で問題を出して、自分で答案を書く様なものだと言われましたけれども、私から言うならば、例えば学校の教師が生徒に問題を出す。それを採点するのが教師です。そういう立場です、僕らは。ということだと思います。

これは、村や県が出してきた事業に対して、ではそれが本当に復興計画として合ってうまくいくのだろうか。これはどういうふうに検討した方が良いとか、再検討した方が良いとかをチェック、アドバイスするものとして、この策定委員会のメンバーが入らないで誰がそういう事が分かるのですか。例えば、学校の教師が、問題を出して、とんでもない答えを出してきた者に対してチェックしたり、赤点をつけるのは当然のことです。そういう立場です。

この策定委員会で、今まで計画案を書いてきましたけれども、書いてそれを皆さんで検討してきましたけれども、復興に関して一番責任を持たなければいけないのは、僕ら復興計画策定委員会の委員ではないですか。どこかに任せていいという話ではないと思います。

村の議会にチェックしてもらうのは当然のことです。事業として予算化していく上では、行政上の仕組みとすれば当然のことです。けれどもこの問題は、それ以上の問題です。だからそういう委員会を作って、より早く計画を推進していく、この方が大事ではないか。本来ならば復興計画はもうとっくにできていなければいけない。1年前にできていなければいけない。ところができない事によって、復興交付金事業ですとか復興支援事業ですとか、そういうものとの整合性がうまくつかない状況が生じたではないですか。その時に、問題点の指摘をし、少しでも前に向かって良いものにしていこうとしたのはどこの委員会ですか。この策定委員会で議論されたが故に、それが可能になったのではないのでしょうか。僕はそういうふうに思います。いかがですか。

<相澤委員>

今色々と議論されているのですが、私は今までの過去の委員会でも、今日もそうなのですが、一問一答みたいで質問をすると委員長がお答えになるという、そのやりとりがちょっと多くて、それがそういう方向なのかもしれませんが、できれば雪の問題もそうなのですが、実際に我々も雪の事を色々考えています。このような進め方で委員長の方でお答えをしてすぐに終わってしまうという事があるので、できればそういう時には委員の皆さんからも、意見が出たものについては意見を求める様な格好を取っていただければ、私はもう少し和やかに話が進んでいくという気がするのですが。今日も先生が答えてそれで収めきってしまうという、どうしても箱に入れたいといけないとい

う部分もありますので、それはちょっと委員会ですから、皆さんの意見を大事にするという方向を考えていただけると、もう少し柔らかに話が進むのではないかなと。

それから復興推進委員会ですが、やはりここで何の役割を持たせるのかという事は、前は議論がなかったと思うのです。私は第5回の委員会を欠席して、その辺がちょっとどうなったか分からないのですが、役割をどういうふうにするのか、だからお前達は私達が考えた事をやってないじゃないかと、役場に言うだけでいいのかと。こういうのはあってもいいと思うのですが、やはり実施について行政で考えられない、行き詰った部分もあると思いますので、そういう時に我々が今まで議論した結果こういう考え方もあると、行政の枠を超えたアイデアを出していくという所にしなければ、ただチェックだけでも駄目だと思うのです。

ですから、その辺の意味をどういうふうに持たせるのかということも議論していかないと、実際に委員会を作っても、実施の方が大変なのです。先生が言うように、今までは作ったノウハウはあるけれども、やる方のノウハウだってあるので、それがお互いに連携していかなければ計画を作っても、それはうまくいかないと思いますので、その辺の役割を持たせるという事もやっぱり話す機会を作っていたいただければありがたいと思います。

<木村委員長>

あまり僕がしゃべり過ぎな気合いがありますから。

<村山委員>

この件の所は表現が変わってきているかと思えますけれども、要するに今日の最終案を見ますと、復興計画推進室とそれから栄村復興推進委員会とそういった2つのものを作る必要がある訳ですよ。

復興計画推進室の方では、これは後の方の図（【資料2】最終案の45ページ）で言うと、これはDO（実行）のところにあたると思いますが、これは結局役場としては一元的な復興推進体制というものを取るといった事をここで書いているのだと思います。そうしますと、栄村復興推進委員会の役割ですけれども、これは今まで議論されてこないとは私自身は思っていないけれども、おそらく大きな役割は2つあるかと思うのです。

1つはまさにCheck（点検）の所で、これはチェックするという事は必要だし、現在の行政の方で行う様々な業務といった事について、例えば大学あたりでもPDCAといった事はしょっちゅう言われていまして、これは農村計画の方ではこういう様な言い方をされたと思えますけれども、SPDCという事になる訳ですかね。とにかくこういうサイクルを回していくという事が必要だし、要求されてくる。そうするとやはりこれは行政組織が一元的、総合的に事業を進めていくといったことと、それに対してチェックをしていながらアドバイスをするという事が、もう1つの復興推進委員会の役割であるということが理解できる事だと思います。

復興推進委員会のもう1つの役割というのは、専門性という事がある訳です。ですから、様々な今回の事業の場合ですと、かなり総合的な視点から農村復興といったものを手がけるという、結構大きな仕事になっている訳ですから、多方面の専門家といったものの協力が必要になってくる。そうするとやっぱりそういった専門性の観点からの、その事業実施のアドバイス、それからチェックといった事が1つの大きな役割であるということがあるかと思うのです。

もう1つは、自分で問題を出して自分で答案を書くという様な事がありましたけれども、答案を書くのは行政の方で、その答案がどの程度の水準であるか判定するのが、結局こちらの方の委員会の役割といったような考えをした方がいいのではないのでしょうか。そうすると問題を出した人というのは、どういう様な趣旨でどういった理念で、この復興計画を作ったのかといった事を十分に理

解している人が、少なくともこの復興推進委員会の中に一部入っていなければ、そのチェックというのは十分ではないという事になると思うので、それは入ってもらわなければ困る。全員が入る必要があるということではありませんが、少なくともある程度は入ってもらいながら、例えばこの最終案、この計画書に書かれている事だけではなくて、計画の精神といったものは一体どういうものであったかといった観点からチェックをするということは必要なのだと。

それからもう1つ議会との関係について言えば、議会のチェックは必要ないとは一切言っていない訳でありまして、二重のチェックのような議会は議会でちゃんとチェックしていただくという重要な仕事がありますし、こちらの方はもう少し別な観点からのチェック、1つはまさに色々な立場の専門性からアドバイスとチェックというのがあると思いますし、もう1つはやはり栄村の復興といったものは栄村だけの問題ではなくて、実は日本全体が注目しておりまして、国からも復興交付金といったものがつき込まれているということがありますので、その事も考えて実際にチェックしながら推進していくという、そういったものはやはりないとまずいだろうと私は思っている訳です。

<木村委員長>

他にはいかがですか。

<柳澤委員>

この話につきましては、何度かこの委員会でもお話をいただいて皆さんご了解のもとでこういう原案ができたのだらうと思います。今のお話が委員の皆さんに同じ気持ちになっていただかないといけないと思いますので、この場で確認をすべきではないかと思います。1つは今村山先生がおっしゃいましたけれども、チェックという面で専門的な人が入ってもらうということがここに書いてありますので、そういう意味で、もう1つはこの復興計画に熟知した方ということで、これは全員でなくてもいいですが、策定委員が入っても良いのではないかと思います。この復興推進委員会は何が重要かという、復興計画の推進は行政だけではなく、村の人達が本当に主体となってやらないと思いますので、そういう意味でこういった委員会を組織してご検討をいただき、色々とアドバイスしていただくような場面であってほしいなと私は思います。その辺は私が言うのも何なのですが、皆さんにご確認をしていただいた上での方が、よろしいのではないかと思います。

<木村委員長>

ありがとうございました。広瀬さんいかがですかね。今の議論で。コメントを聞きたいのです。そういう提案をされたので。じゃあ後にしましょう。渡辺さんいかがですか。

<渡辺（利）委員>

やはり議会もありますので、その辺の関連を持ちながらやっていく事は必要だと思います。

<木村委員長>

ちょっと舌足らずな部分もあったかと思います。例えば「復興計画策定委員会のメンバーを含む」というふうに書かれた所あたりが、多分誤解を招いたかもしれません。全員が入る訳ではありませんし、皆さんも当然の事として僕は思っていましたけれども、全員が入るとかそういうことではありませんし、村、県または専門家、専門家であればこの委員会の何人かのメンバーが入るという意味で、当然それは村との協議で村が決める話で、先程関谷さんに言った当然村長の諮問機関として存在するということになるのだらうと思います。

<福原委員>

先程渡辺さんが言いました様に、復興推進委員会と議会と含めた同じ考え方を持てる様な機会を設けまして、それに伴って同時進行するのが、一番村民の皆様に分かりやすいのではないかなと思います。

<木村委員長>

村議会だけではなくて、例えば村の職員の方々に対して、この復興計画そのものを十分理解していただく、これはすごい重要だと思って何度かそういうお話も提案させていただいております。すでにそういう話を担当を通じてしていますので、実現されるのではないかなと思っています。共通理解を得ながらやっていかないと。相澤さんはこれについていかがですか。

<相澤委員>

委員会として機能するという事が先程言ったチェック、私はチェックチェックと言いますが余計なチェックは必要ないと思うのですが、復興計画を実施している所の進捗状況がどうなのか、現場サイドでは色々な問題が出ていると思うのです。

例えば、それを委員会でバックしてもらって、その協議が復興推進委員会で行えるのか。それともチェックした様子を見てアドバイス、いわゆる提案型でいくのかというそういう性質の持ち方はあらかじめ最初から議論した上で、形を作っていた方がいいなという部分はありますので、その辺の役割をどういうふうにするのかということなのです。分かりにくいですか。

<木村委員長>

そういうことを今までやってきたつもりだったのですが、そういう意味での委員会が必要だということですね。誰もだめだよ、上がって来たものを駄目だよというのではなくて、良いものにしていきたいがための委員会。そこら辺は皆さん重々ご理解を得た上で、了解されたのだらうと思っていたのですが、ちょっと僕の理解が足りなかったのかもかもしれません。

<加藤委員>

この策定委員会に僕は最初から、是非議会の皆さんも来ていただきたいということを議員の先生達にも申し上げたことがあるのですが、そういう議会と一緒に復興計画を理解して、なんとかこの村全体をあげてこの復興に取り組めるという、そういう体制ができないものかなと私は願っています。

そういう中で、これまで色々村の総合振興計画であるとか、エネルギー計画であるとか様々なものが作られてきました。しかし、それは村民の皆さんにどこで作られたのかよく分からない。結果いつの間にかうやむやになっていて、具体的な成果がほとんど分かっていないということが繰り返されてきた。これは言い過ぎなのか、でも率直に言ってそういうふうに思います。

しかし、今回この策定委員会は、この村にとってかなり画期的な委員会だというふうに思います。私達一般の村民も入ってやっている、それだけに先程から言っている様にこの村のみんながこの復興計画を成し遂げていくということが、何よりも僕は大事だろうと、そういう点でやはりこの計画どおりに事が進んでいくかどうか、行政から出された計画が問題ないのかどうかということを確認しながら、前に進んでいくということは必要なことだろうというふうに思って、出ている意見を伺ってそれでいいのではないかと考えている所です。

<木村委員長>

中沢さんいかがですか。

<中沢委員>

前回の時もちよつと発言したのですが、復旧という段階はかなり進んできているのですが、もとも栄村が持っている問題というのは過疎問題など、そういうものは震災前から引きずっている問題なのです。栄村の場合は、どちらかと言うと今まで村民は受け身で、行政側からサービスを受けるといような立場が強かったように思うのです。だけど本当の震災前からの問題というものを復興ということで解決していくには、村民も含めて全ての組織、機関の総力戦になると思うのです。総力戦にならないと、本来の栄村の復興というのはいり得ないと思うのです。

そういう意味で、今回この復興計画というものが作られて、その心とか礎というものがいかにしっかりと村や村民の中に共通認識として持たれて、一緒に行動していかれるかどうかということが鍵だと思うのです。

そのためにも、ただ作りっぱなしで、さあ出来たから後はおまかせという様な形になってしまうと、やはり今までと結果的に変わらなくなってしまう。そういう今までの反省のもとに、こういう推進体制というものが、当然議会も村民も一丸となつての総力戦に持ち込み、復興というものが実現できるかが、栄村の将来に向けての大きな鍵になると思うのです。ですので、こういう提案に沿った方がいいと思っています。以上です。

<木村委員長>

ありがとうございます。それを受けていかがですか。

◆計画の位置付けについて

<広瀬委員>

当初この計画は、栄村の総合振興計画の上にあるということが何回か言われて、それをお互いに確認した上でやって来たと思うのですが、いよいよこれを答申して計画ができてくる段階で、これを受けて村当局は総合振興計画を見直すという話で来たように思うのですが、それは具体的にはどういうふうになっていくのか。

総合振興計画をこの計画ができた事によって、見直しや修正という事をやるのかどうか。そこら辺をひとつよく分からないので、すっきりしないのですが。私が心配しているのは、復興推進委員会、色々なチェック機関が二重三重にやっていくということは、ある意味大事かもしれない。但し、そのことがこの計画を推進する一番のものは、今中沢さんが言った様な住民の意識、住民がこの計画をどれほど理解し、あるいは意見を出してやっていくかということと合わせて、日常的に行政をつかさどる役場の職員がやる訳ですよね。そこで常にチェックされたりしたら、その上にまた議会があって、実際の計画の推進が逆に滞ってしまうという事も心配にならないかということも、私は危惧している。

この復興推進委員会なるものがどういう立場で、どういう事があるいはチェックという言葉も先程からありますがやるのか。やろうとしても、その委員会でもたごたごたして、なかなか手がつけられないという様な繰り返しになると、逆にこれが事業推進の足かせになるということが心配はないのかという点も若干ある訳です。私は前回欠席していて、こんな事を言ったら委員長さんに怒られそうですが、最終案を見てその推進体制という所で、そこに気が付いたのは、そういう事になりはしないかと。その上にまた議会があってということになると、心証の度合い、進め方がどうなるのかというのが一つ心配になる所です。

総合振興計画との関係はどういうふうになるのか、総合振興計画をこれに沿って全面的に見直し、修正をする訳です。その辺はどうなのでしょう。

<木村委員長>

それは役場のやる仕事ですから、これも範疇を越えているのではないですか。位置付けだけであって、それは1回目の委員会の時に村長さんがそういう形で言われたではないですか。そういう位置付けのもとでやりますよという話であったればこそ、これが存在している。

<広瀬委員>

ちょっと実務的な事で申し訳ないのですが、総合振興計画というのは議会の議決が必要なのですよね。

<木村委員長>

そうです。これだってそうです。

<広瀬委員>

この計画自体は議決の必要はない訳ですよ

<木村委員長>

これは村の計画ですよ。村がこれからやろうとしている計画なので、当然議会にかけて議会の決定のもとで村が遂行する訳です。ここだけで決めて、議決できるなんてそんなものではないです。

<広瀬委員>

それは総合振興計画にきちっといけると。総合振興計画では議会の議決が必要な案件なのです。

<木村委員長>

要はこの計画自体がこれから進めていく上では、村の議決が必要なのです。そうですよ。ここの委員会で決めて、そっくりもう村はこれでやるんだよという話ではないのです。当然村は議会にもかけ、そしてこれを踏まえてこの通りにいきますという事を決めていく。これは村の議会にかけないでこんな通る訳はないじゃないですか。

<加藤委員>

総合計画の上位になる計画を、議会の議決を得ないでできますか。

<木村委員長>

当面5か年間については、復興に関してはこれを推進し率先してやるけれども、今、何故復興計画をこれでやらなければいけないのかと言ったら、第1回目にも言いましたけれども、総合振興計画で震災によってそれが達成することができないが故にこれをまずやって、そしてその後新たな総合振興計画に繋げていきますというお話をされていたではないですか。それがこの最初の図です。【資料2】最終案の18ページです。

<加藤委員>

復興に関して様々な交付金を得るためには、復興計画に基づかなければならないということを説

明されていると思うのですよね。それ故に、この計画が必要なのであって、それと先程から広瀬さんがこういう屋上屋を重ねる様な事になると事が進まないのではないかとこのことを心配していますけれども、それは私達、この計画を作った者として、村の人達みんながこれを理解し、そして本当にやる気のあるという為に私達が努力すると。

そして、村民をまとめていくというような決意が、私達自身にあるかどうかの問題ではないですか。私達はそういう様なことを含めて策定委員として、応募して任命されているというふうに私は理解しています。

<木村委員長>

ちょっと【資料2】最終案の30ページの④の注釈の所、もう皆さん読まれたと思いますけれども、4回目の委員会だったと思いますけれども、震災復興村営住宅の整備の検討を行ったことがあります。ここでどういうことが生じたのか。本来ならば復興村営住宅は、復興計画に基づいて事業が行われる。ところが栄村の場合は策定の開始が遅れた為に、復興村営住宅の整備は先行してやらざるを得ない。待てないからやらなければならない。また、同時並行的にやらなくてはいけない部分も出てきた。

そして、この策定委員会で検討してきた事と若干の齟齬が生じた部分もあった。そういう議論をやりましたよね。その時それではどうしたのか、どうなったのか。ここに書いてある様に、この策定委員会から提案や問題提起をして、もうちょっとこういうふうにした方がいいとか、そういう議論をやって、住宅配置の問題や内容について、若干の修正ができたではないですか。そういうことなのです、委員会を作るということは。

<広瀬委員>

総合振興計画との関連で、【資料2】最終案の18ページにありますね。栄村の復興計画、総合振興計画とあって、平成28年に復興計画までやって新たな総合振興計画をここで作るというような記述だと思うのですが、これ自体が議会の議決事項になっているのかとちょっと事務局の方に説明してもらいたいのですが。

<木村委員長>

何が言いたいのですか。よく分からないのですけど。17ページ18ページの所のこれが。

<広瀬委員>

この計画案自体が議決事項になっているのか。

<木村委員長>

議会にかかるのかどうかと言われてますから、復興計画そのものが議会にかかるのかどうか事務として。その前に、ここで休憩にしましょう。

(休憩)

<木村委員長>

では再開しましょう。今の件を事務局から説明してください。

<事務局>

議会の議決案件につきましては、地方自治法第96条でそれぞれ定められておりますけれども、

法の改正がございまして、以前は総合振興計画もこの条項の中で議決案件ということで定められておりましたけれども、地方自治法が改正になりまして第 96 条の 2 で条例の定めで、議決案件とすることができるという項目に含まれるように法律が変わっております。従って現段階では、復興計画は議決案件ではないというのが解釈でございます。

<木村委員長>

ありがとうございました。ただこれから行われる復興交付金事業とか復興関連事業というのは予算を伴って行われる訳です。これは議会の議決案件と同時にそれに基づくもの、何によってたつのかと言ったらこの計画なのです。この計画によって、この計画に基づいて事業が行われているのかどうか問われる、そういう観点からこの計画が持っている重要性というのが理解いただけるのではないかなと思います。それが第 1 回目からずっと言われていたことです。

<広瀬委員>

私の勘違いかもしれませんが、総合振興計画の上位に位置するものだと。従って私はこれのできた段階で総合振興計画を見直して、今あるものをこれに加えて、見直して議会で議決を得てやるというふうに私は理解していたもので、今の様な質問になりました。今委員長さんがおっしゃるように、個々の項目では当然議会に出る訳です。予算も出るし、条例も出るし色々出る訳ですが、これの本体については、これは委員長の責任ではないと言うかもしれませんが、これ本体について議会に対してはどのような形をとる訳ですか。

<木村委員長>

議会がちゃんと認識してもらわなければ。

<広瀬委員>

認識をする前に。

<木村委員長>

だからこそこれを進めるための委員会になり、部署があつてこれに乗っ取って事業化を検討し、さらにそれが本当にこれで良いのかどうか、もっと良い方法がないのかどうか検討するために先程の委員会を作りましょうという提案なのです。

<広瀬委員>

これは全体のものですよね。個々には議会にかかるのですよ。全体について議会の意見を求めるという様な事はあるのかないのか。

<加藤委員>

村の側の問題を今ここでやってもしょうがない。

<広瀬委員>

そういう手立てが取られるのかどうか。ただこれはこれで作って。

<木村委員長>

村の問題ですけども、この策定委員会でこの計画を作る最初の時からずっと言っていますけれども、

個々の個別の事業の事だけで何かをやっていたら、村の再生は到底できない訳です。再生・復興は総合的に様々な事業を行いながら、復興事業をやっていかないとまずいのです。

そういう為には、これが絶対に必要だということです。それは分かっていますよね。その中で【資料2】18ページにも書いてあります様に、この期間においては復興計画、総合振興計画を上位計画として位置付け、復興のための種々の事業を実行します。本計画が終了した段階では、この図のように引き継ぎますということなのです。

<広瀬委員>

それはそういうことで、復興計画は上位に位置する位の重大な問題なのです。

<木村委員長>

だからこうやって必死になって、皆さん議論している訳ではないですか。

<広瀬委員>

それは事務局のお話ですが、議会ではこの計画全体をどういうふうに諮って、あるいは説明して了解してもらうのか。

<木村委員長>

了解？いや理解してもらわないと困りますよ。当然のことではないですか。その為にそういう時こそ広瀬さんが頑張って議会に出して、きっちり言ってもらわないと困ります。

<広瀬委員>

そうではなくて、私が言いたいのはこの計画を作りますよね。それをやる時に個々には議会に出てくるのですよ。予算などは当然出てくるのだけでも、これそのものを議会の人達がどういう説明を受けて、どういう判断や意見がなされて、理解をしていかなければ駄目ではないかと。

従って、議決事項かどうかということを知りたい訳です。そうしたら議決事項ではないと返事が来た訳です。ではどういう形で、議会にこれが出されるのか。説明されるのかということを知りたい訳です。委員長が言わなくても、事務局の方で説明ができればやってもらいたい。

<事務局>

先程申しました様に、議決事項ではございませんので、議会全員協議会にお諮りをしてご説明を申し上げるということで、今後進めて参りたいというふうに考えております。

<木村委員長>

委員長としても、こうやって時間をかけて、大変な労力をかけてこういう計画を作っている訳です。ですから、皆さんに理解していただきたい。村の職員の方々、住民の方々に、さらに議会の方々にも理解していただきたいと思って、何度も提案をしているのです。いくらでも説明はしますよ。委員長としてやるのは、やれと言われればいくらでも説明はします。

とにかく委員の計画にして、これからも復興に向かっていかななくてはいけない。関谷さんどうですか、今までの議論で。先程意見を出されたことで。

<関谷委員>

復興推進委員会は、さっき委員長が村長の諮問機関であるとその様な事を言っていましたので、

そういうことならいいだろうと思いました。

それとこの委員会の位置付け、目的の達成のために色々なアドバイスあるいは点検をすると、これが委員会の位置付けになるかなとその様に思う訳であります、議会とのバランスを崩さない推進委員会にもっていけるようにして下さい。

<木村委員長>

そしたらこれに関してはいいですね。先程村山先生が説明していただきましたけども、一番よく説明していただきましたけれどもそれで了解でよろしいですね。

<関谷委員>

はっきり村長の諮問機関、そして村長が任命すると。

<木村委員長>

こういう委員会はみんな村長の諮問機関ですよ。この委員会もそうです。勝手にやっている訳ではないですよ。

と同時に、もう一言言わせていただくなれば、栄村の会議のしきたりは、こういうしきたりなのですか。決められたことを最後になって、どんでん返的に蒸し返される。先程も最初に言いましたけれども、どういう形になっておられるのか非常に疑問です。これは広瀬さん、よろしいですね。

<広瀬委員>

栄村の会議がいつもこういうものかと、全部こういうやり方かと言われても、私は別に他の会議に出ている訳ではないので断言はできませんが、しかし最終的に決まるまでには色々な意見が出て不思議ではないし、あるいは最初から時間も経っているので、先程言ったように、私は総合振興計画を見直すものだと思っていたらそうではないのだというような記憶の違いも出てくる訳です。

だから、それは会議の最終的な段階で色々な意見を出し合っていくことは何ら悪いことでもないし、心配することでもないというふうに私は思います。それから今関谷さんの質問に対して、村長の諮問機関だということでもいいのですね。

<木村委員長>

この委員会だって村長の諮問機関ですよ。村長から諮問されて、こういうことをやってくれという話の委員会です。

<広瀬委員>

分かりました。復興推進委員会が諮問機関だとすれば、委員の構成も我々が委員はこの人とこの人にせよというような部分は我々の意見であって、村長自身の判断で委員を選考して、最終的には村長が委員を委嘱するということでもいいのですね。

<木村委員長>

それは当然です。但し、それはそういう委員会ができれば委員会設置要綱ができて、それに基づいて委員が決められて、そして会議が行われるということです。村の委員会でもみんなそういう形になっているのではないのでしょうか。

<関谷委員>

先程、委員長が栄村の会議は全部こういうものなのかと話があったのですが、会議通知の中に意見がある方は出して下さいとこういう文言が入っている訳です。これがなければ我々は意見書なんて出しません。

<木村委員長>

意見があるがよりも、決まった事に対して反対するということです。分かりました。意見だということで理解して、今お2人の意見をお聞きして、それで皆さん方の意見については、それでよろしいですか。

では、元に戻りましょう。委員の意見に関しては、今までの話で了解をしたということで確認していいですね。前回までずっと骨子、そして骨子に対するパブリックコメントを踏まえて、前回どういう形で書くのかということをお知らせして、今回皆さん方にお配りしました。それから若干文言の修正ですとかもありますので、どういう所をどんなふうに変えたのかをお示していきたいと思います。赤字で変えた所、どこにどういうふうに赤字があるかという事だけちょっと事務局で説明してください。特に大きく変えた所以外は簡単をお願いします。

(事務局から【資料2】(P1~P15)説明)

◆復興計画(最終案)について

<木村委員長>

そこまでで何か問題はありますか。よろしいでしょうか。被害の所で大幅な修正というのはございませんので。いいですか。ここで特に、この委員会でも被害と被害額の算定をきちっとしてほしいという要望がありまして、今こういう様な資料を作って数字がまだ確定していませんので未定稿ということで、一応こういうのを想定しているというのをご承知いただきたい。ここまでよろしいですか。では次に行きます。

(事務局から【資料2】(P16~P21)説明)

<木村委員長>

これは、先程中沢さんも言われたように、復旧だけでなく復興、そして村の再生。どういう状況のもとで震災被害が生じたのかということをも模式的に示すことによって、位置づけが明確になる。そのために、こんな図を入れながら文章を書きました。

2番目については、先程この計画の位置付けなのですが、色々な事業や資金を導入する、国の事業を導入しようとするためには、こういう計画が絶対に必要だ。その為にはどういう様な計画を立てなければいけないのかという事を書いてあります。

(3)の所17ページですけど、これは今まで先程も話がありましたけれども、行政が率先してやっていくのは当然ですけども、行政だけでない住民の関係や関係団体、NPO、企業全ての活動主体が一丸となって取り組むべき指針であると位置付けている。この計画自体は復興に関わる項目を掘り起こして、今後行われる各種の事業等を導入するための指針というような計画だとまとめています。あとは変わりません。

(事務局から【資料2】(P22~P28)説明)

<木村委員長>

そこまででいかがですか。この部分というのは16ページで先程説明しましたけれども、その部分を基本的には、前回出した部分をまとめて分かりやすく書いたということです。

<広瀬委員>

24 ページの1番下の所に『なお、原発の対応については、「長野県地域防災計画」の見直し等を踏まえ、検討を行うこととします。』とありますが、県の小林課長も来ていらっしゃるので、県の地域防災計画というのは今どの程度進んで、原発対応についてはどのような計画になっておられるのですか。説明をお願いします。

<小林アドバイザー>

詳細までは承知しかねますけれども、県の防災計画の一旦見直しは終わっております。しかしながらこの原発問題につきましては、ご承知のとおり国がきちんとした方向性を示さないと、直ちにそれを反映できる状況にはなっていない。例えば50キロ、あるいは30キロという数字が出ていますけれども、これについては国が早く示してほしいということを今強く要請をしている段階でございます。以上でございます。

<木村委員長>

ありがとうございます。ということでよろしいですか。これは1回目でも広瀬さんからお話がありましたので、こういう形で明確にしておくということでよろしいですね。では次、そこまでよろしいですか。

(事務局から【資料2】(P29～P42)説明)

<木村委員長>

現実には、村の中の水路には非常に長いものもあります。そういう水路では、維持管理が非常に難しくなっている。こういう問題にもきちっと対応していくということを書いてあります。他はよろしいですか。

(事務局から【資料2】(P29～P42)説明)

<木村委員長>

ここでも大幅な修正はございません。大きく付け加えたのは先程説明した水路の事だけです。

<相澤委員>

30 ページの被災者の総合的生活支援を行う「総合サポートセンター(仮称)」の設置、復興への取り組みで、これはこの策定委員会でもこれを作りたいという話が出ているのですが、実際にここをどういうふうにやっていくのかというのは、かなりやり方によっては難しいという事がありますので、この辺の所を皆さんはどういうふうと考えていらっしゃるのか。

実際に私どもが栄村復興支援機構「結い」として、社会福祉協議会ができない部分を私どもはやってきたつもりなのですが、そういう制度上の問題、制度から越えた部分の問題、そういうサポートというのはどこまで考えているのかということと、色々とこの策定委員会では話し合いをして来たのですけれども、その辺を時間があれば皆様に意見を聞いた方がいいかなというふうに思っているの

ですが。ただこのまま作りますということで、よろしいのですか。

<木村委員長>

1番目の今言っているのは、総合サポートセンターの事ですよね。これについては、当然先程議論になった第4章の計画の推進体制の中で、情報の集約化とか共有化を図るための「復興計画推進室」を作る。そういうものの中で、それぞれが検討する事項を検討し、何かをやっていかなければいけないのかを考える。「復興計画推進室」と関連付けて設置の検討を行いますという形で、今はしています。

具体的に何をやるのかという所まではいっていないと思いますけれども、何か新しい提案があればしていただきたい。

これは、総合サポートセンターを作らないとまずい。窓口がバラバラだと、たらいまわし的になってしまう様な状況は避けましょうという事で、これを設けてあります。具体的に何をやったらいのかという所までは詰めていませんでした。

<相澤委員>

そこでみんなが取り組んできた考え方なのですが、基本的に私達の復興支援機構「結い」を頼って来るという方は高齢者で、そういう方が社会福祉協議会の中や制度の中でも、やっぱりそれを越えた部分でのサポートを望んでいますから、そういう部分をどうやってサポートしていくのかという、その辺のきめ細かな配慮が社会福祉協議会では現状では出来ない、その辺りの所を誰がどういふうにやっていくのかということも必要ですし、更にこういう総合的サポートができる所というのは村民の皆さんが安心のよりどころとして求めている所です。

その部分をどうやって中身を膨らませていくかが、こちら側の思いで作った方がいいですよと策定委員会では言っていますが、実際にこれを受けて作る側とすると、意向を聞きたいなという所もあると思いますので、この辺の議論は多分時間がなかったと思うので、そういう所をもう少し時間をかけてもらいたいなという所があります。

<木村委員長>

1つは具体的な方向については、前段階だと思うのです。例えば、ここの委員会で内容まで全部細かくやれるという話ではないので、こういうことの検討を行う、対応をしたいということについて、どういう形でやったらいのかということの為に、色々な情報を集めて、計画を推進する部局で議論していただいたり、又は推進する委員会、後で出てくる委員会で議論しながら、どうしたらいいのかということをやっていくのです。

後でまた、ちょっとそういう所の仕組みの例を挙げてみますので、それと関連させて議論をしたらどうでしょうか。

<相澤委員>

具体的なものではないので。

<木村委員長>

性格付けは、何故これが必要かというのは現状と課題の所を見ていただいたら、こういう問題があるが故にこれを作りたいということなのです。それは例えば、29ページの現状と課題にそういうような部分で書かれていますので、そういう事を踏まえて、では総合的な窓口が必要ですよという話になっているということです。

<相澤委員>

できれば村山委員にも思いをお聞きしたい。

<村山委員>

具体的にどういう様な形でやろうかと言った事自体は、次のステップというふうに考えていまして、これらの議論で時間を取りたくてもそういう時間は少し無理だと思いますので、その次の課題という形にするという事になると思います。やはりさっき言ったように被災者に対しては、縦割りでたらい回しになるといった事は当然避けなければいけないので、ワンステップサービスという言い方をしていますけれども、そういうことがまず基本としては行政機関として、被災者がどこに行ったらいいかわからないという不安を持たせないで、とにかくまずここに行けばいいという様なものを作ってほしいということです。

運営の事というのは、それは今言ったように、人の問題になりますからそう簡単にいくものでもない。という事になると、それは第4章の組織の中で言っている事と繋がって来るのかなという様に思うのですが、例えば組織の中の人材ということで、復興のための人材として地域コーディネーターといったようなものがこの後にあります。

そうするとこの所には、特に書いてはいないのですが、例えば被災者に対する福祉コーディネーターみたいなそういう様な人が人材として配置するとか、あるいは復興支援機構「結い」、それから社会福祉協議会との連携体制といったものがもし必要であれば、それをどのように組んでいくのかとか、そういう形で今回は具体的に設定していくということが必要になると思いますので、場合によりますとやはり復興支援機構「結い」の役割といったものは、結構大きいかもしれないというのは思っております。

<木村委員長>

よろしいですか。では次お願いします。

(事務局から【資料2】(P43~P45)説明)

<木村委員長>

今までの中で、この44ページ、一つのモデルとして考えていただきたいというものがこれなのです。例えば今まで農地の整備、今回これを実施中の復興交付金事業の「復興基盤総合整備事業」というものに対して、どういう所を整備したらいいのかを検討する調査事業です。

しかし、ただ単に農地の整備の対象地を決めてやるだけでは、復興に繋がっていかないのではないかと。良い農地ができたとしても、そこの担い手はどうなのか。そこで出来上がった農産物をどう活用し、又は販売していくのか、そういう事まで計画しないとまずいのではないかとということで、県の方も農地整備課だけではなくて、農政課や農業改良普及センター、村の産業建設課の農地係、産業振興係、さらには専門家グループが加わることによって、総合的に関連付けて検討するという一つのモデルです。

これからの事業というのは、ただ事業を入れればいいのかということではないと思いますので、今現在動いていますので、それをあえて挿入しておきました。ここまででいかがでしょうか。ご意見ありますか。

<村山委員>

細かい所なのですが、42ページの所で「デマンド交通の改善例」というのがありまして、最

終案では以前はあった「中川村」となっていたのが、いつの間にかなくなっているということに気が付きまして、何でなくなったのか事務局に聞きましたら、確認をしていないとか、正確を期したいとかということで固有名詞の例を出すのは、どうかというような気持ちがあったようです。それはそれでいいと思います。

それで、確かに正確でないと言えばそうかなと思ひまして、村がマイクロバスを購入したのだけれども、車体に確か宝くじ号なんて書いてありまして、実際は購入してないかもしれないので、正確ではないと言えば正確ではないかもしれないと思います。実はそう言った事はどうでもいいことで、別にこの所を元に戻してくれということではなくて、固有名詞はなくなってもいいですけども、要は今確認ができていないということでしたけれども、是非とも確認してほしいという事なのです。と言いますのは、デマンド交通を改善する場合、今栄村ではこういう形でやっているけれども、他のやり方があるかもしれない。そういう事を調査しながら、栄村ではどういうやり方でやっていったらいいのかといった所を考えることが、具体的に事業を実施していく上で必要になってくると思うのです。

同じように第4章の所でも実施の為の組織として、「復興計画推進室」それから「復興推進委員会」といったものを設置するということを書きましたけれども、もちろんこれに沿って今後進めていただくということで必要ですけども、問題は委員会を作るという所で終わる訳ではなくて、それを機能させていくという事が必要になってくるのです。そうすると、例えば何で復興推進委員会というものを作るのかというと、専門家のチェックやアドバイスが今後必要だろうし、それから後この計画の精神から、まさに守られて実施されているかといった事もやっぱり必要だということが、一番大きいと思うのです。

同じようにもう1つ組織運営に必要な人材というのを書きましたけれども、今後外部の人材といったものを色々な補助金などを使いながら入れていながら、組織運営していくといった事の工夫が今後求められると思いますし、そうしますと先程相澤さんから出てきた様な事も、例えば住民に対するワンストップサービスといったものを行う場合、例えば福祉の専門家とかそういう様な方に教育していただくといったことも必要になってくる訳です。そうすると、その所で外部の人材を今後どういう形で配置して、協力してもらうのかという工夫が今後非常に重要になってくると思いますので、この所で考えたのはまずこういう様な組織を作れば、一応必要な機能といったものは果たされるのではないかと。

全体の事業が、ここで言っているSPDCのサイクルに沿って、回っていくのではないかとということでやった訳ですけども、組織を作ればそれで回るかといった事ではなくて、結局は様々な調査をし、他の事例を見て、そして外部の専門家、あるいはボランティアの方々とそれを今後事業の中に組み入れていくといった事が必要になるかと思ひますので、その事を理解していただいて、まさにそのことがこの計画の精神という事になると思ひますので、この精神を汲みとっていただいて、事業を進めていただきたいと最後委員として意見を述べさせていただきました。

◆復興計画（最終案）の報告について

<木村委員長>

他に何かありますか。ここまではよろしいですか。では残りの部分を。残りの部分については、修正はございません。

それからもう1つ、前回から図を添付していませんでしたが、本来ならば図は一番最後の末尾に載せています。もう少しきれいにできればと思ひますけれども、こういう形で最終版では、中に折り込みしたいと思ひます。途中の被害の状況ですとか、そういう所でもこういう図を使いながら、どういう問題が生じたのかを踏まえて、被害実態を述べています。

そして、それを踏まえて、この計画の前提や基本方針などを書いています。そういう為にも、5枚ほどの図を計画の中に折り込みたいと思います。そこまででよろしいでしょうか。

では、最終案として、これで村長に提出するという事に対して、よろしいですか。ではそういう形にさせていただきます。

あとこの計画の実施にあたって、こういう要望をしたい、委員長とすれば【資料3】、次第の2ページ目のところにあります、こういう鑑を付けて報告をしたいと思っております。

「地震被害の特性を踏まえて、総合的な対策としての震災復興計画案を作成してきました。本計画案に前提と基本方針を示しましたが、それらは個々に独立しているのではなく、相互に大きく関連しています。復興に関する事業の導入実施にあたっては、本計画の基本である関連性・総合性を十分認識して実行される事を要望します。」これが第1点です。

2番目として、「甚大な被害のもとで早急に復興再生を進めるには、従来通りの組織や方法のままでは十分ではありません。震災復興に関わる情報を集中し共有させながら、事業導入等を検討する為の行政組織や事業実施のアドバイスや点検を行う委員会の設置が不可欠。第2章、第4章に示したように震災復興に向けての組織体制の整備を図ることを要望いたします。」

こういう鑑を付けて村長に報告したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それではこういう様な鑑を付けて、この最終案をもう一度精査をします。先程添付されていた設置要綱に誤りがあったりしましたので、そういう点も含めてもう一度精査をした上で、村長に提出したいと思えます。そんなふうにさせていただきたいと思えます。

それから、これは委員会の総意として、復興計画案を村に報告する事になっている。今日欠席の松尾、渡辺（加）委員からは委任状が出ています。本日の委員会の決議等については、委員長に一任するという事をいただいていますので、これで進めたいと思えます。また、欠席された山田委員に関しても、後で確認をします。

<事務局>

山田委員も口頭ですけども、委員長に一任ということでご了解をいただいております。

<木村委員長>

そういうことですので、委員会全員の総意として村長に報告いたします。ありがとうございました。

今後は村議会の報告を経て、10月までに村の震災復興本部でこれが決定されるというふうになります。一応そういうことでもあります。何か村長から一言お願いします。

<島田村長>

大変長時間にわたりありがとうございました。私も6回の委員会全てに出席させていただき、色々とお聞きしていますので、内容等についてもよく分かりますけれども、改めて委員会から計画案をいただきましたので、今後研究をしたいと思えます。また、議会の方には、全員協議会等でこれを示していきたいと思っております。

それから、先程広瀬委員から言われた雪室の関係については、この19日に上越市にある雪だるま財団、それから新潟県の長岡技術科学大学の先生等々がこの場で講演会を夜7時からやることになっていますので、雪室等の関係で興味のある方は是非ご出席を頂きたいと思えます。よろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。

◆委員・アドバイザーあいさつ

<木村委員長>

ありがとうございます。一応これで委員会は最後になりますので、各委員から一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。では村山委員から。

<村山委員>

どうも皆さんご苦労さまでした。委員になった時には、栄村の防災計画を実はあまりよく知らなかった様な所もありましたけれども、委員をやりながら勉強をさせていただきました。その中で栄村というのは非常にいい所だなという様な思いが高まってまいりましたし、これから復興というのは結局のところは中山間地が抱える問題といったものを、どういった形で回避とは言えなくとも、道を見つけていくのかとそこに通じることだと思いますので、私も今後栄村に色々関わられるチャンスがあれば、今後も関わっていきたいと思います。どうもありがとうございました。

<渡辺（利）委員>

この復興計画が皆さんの知恵を出して、大変よくできたと私は思います。これからは一番実行していくのに大変になりますので、村民みんなで力を合わせてやっていければと思います。ありがとうございました。

<福原委員>

大変長い時間ご苦労さまでした。是非この復興計画が、これから栄村が発展して子ども達が住みやすく、また人口が増える様に環境整備ができます事をこれをばねとして期待して、実現できる復興計画でありますようお願いして、ごあいさつに代えさせていただきます。大変ありがとうございました。

<相澤委員>

委員ということで、私は公募ではなくて復興支援機構「結い」の代表ということで出たのですが、やはり村民の皆様が何を期待しているのかということや、支援する側も受ける側もお互いに相互の理解がないといけないということがありますので、この復興計画をやるために村民の皆様浸透していくような形をこれから取っていくために、誰が浸透させるのかということもありますが、私どもが率先していかなければいけないのですが、そういう皆様からご理解を得る様な形で栄村がどう震災から立ち直っていくのか、せめて元気な姿を見せたいなというふうに思っていますので、また何らかの役に立てればいいなと思っております。ありがとうございました。

<柳澤委員>

お疲れ様でございました。唯一の行政側の者ということで、そういう意味で共通認識を持たせていただきたいというのが2点ほどございます。1点は会議の最初に一委員さんの事件の話がございましたけれども、今後どういう展開になるか分かりませんが、この復興計画はそのことには全く関係ない。これは素晴らしい計画であるということで、どういう展開になろうとそういう意識で今後進めていきたいというのが1点でございます。

それともう1点、先程議会の話が出たのですが、地方自治法第96条の議決案件でございますけれども、もともと総合計画は議決案件でしたが、確か地方分権の関係で、それが村の責任においてすべきものということになり、そういう意味で先程もありましたけれども、議会の全員協議会の方で説明をして議論を求めていくということでございます。

今回、委員の皆さんが作られたこの計画については、異議なく満場一致で決まったということで、一緒になって進めるようご協力いただければと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

<加藤委員>

委員会が始まって委員としてこういう場に参列させていただき、ありがとうございました。

そして、今柳澤委員からもお話がありましたけれども、みんなが力を合わせてやっていきたい。様々な能力を持った方々がいらっしゃいます。その方々の力が集まる様に、やはり私達は人それぞれレッテルを貼っていくのではなく、その人をそのまま見てその人の力を借りていく。そして、それをみんな結集していく。そういうことで今後の再生を図っていきたいというふうに思います。私もこれからも尽力していきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

<広瀬委員>

この復興計画は全体的な計画ですので、ほぼ復興に関わる全般的な事が網羅されたと思っております。私はこの会議、あるいは今までも村づくりの関係に若干関わってきてますが、やはり思うのは栄村をどうするか、どういう村を作るかというのは村民自身の創意工夫、あるいは議論、そこが中心にしていけないと色々言っても住民自身が、その主体性を発揮されなければ村づくりというのはできないという事を、会議の中でもつくづく感じました。今後も村づくりの主人公は住民だという見地から、皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

<中沢委員>

長い時間本当にご苦労さまでございました。先程も言ったように、これからの復興は村民があらゆる機会の総力戦だと思います。私も一村民として、1つのこの復興運動の一員となって頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ご苦労さまでした。

<関谷委員>

どうもご苦労さまでございました。私は公募でこの計画に携わった訳ですが、若干思う所がなかなか合致しない部分等がありましたが、この素晴らしい復興計画に基づいた、更に復興の方向というか、こうしたらこうなるよという部分を集落で色々議論して、より一層素晴らしい栄村の復興に繋げていきたいと思っております。どうも皆さんご苦労さまでございました。

<木村委員長>

では最後に私から一言挨拶させていただきます。2月15日に委員会ができてから6か月という非常に短い期間で、この計画を策定しました。ご協力をいただいた皆さんに感謝いたします。

この計画というのは、いとも簡単にできたのではなく、非常に多くの時間をかけてできたという事は是非ご承知をいただきたい。そして、役場の計画担当者の多大の努力、さらには何人かの委員にも積極的に協力いただきました。

また、この委員会で皆様と議論し、そういうことによって何とかこの計画が出来上がったということです。それがなければ、この計画はできませんでした。協力いただいた皆様に厚くご御礼を申し上げます。

この計画ができたからと言って、これでほっとしてはいけないと思っております。これが出発点です。栄村の復興は、今、この計画に基づいてやっとな始まるのです。計画ができて、それだけではなくて、これに基づいて事業を実行していく。これを是非皆さん方、また村の方々も肝に銘じてほしいと思いま

す。

私は先程もちよつと言いましたが、非常に怒りっぽくて口も悪いですけども、ただ色々な所で色々な調査をやってきた経験から言いますと、こういう大きな災害が生じた時に、従来の組織ですとか、従来の方法だけで十分に対応しきれない、こういうことをよく見てきました。農地や住宅の復旧についても、この委員会の中で様々な議論がなされました。良くするためには、ではどうしたらいいか、そういう前向きな議論がなされてきました。往々にして、批判のための批判になってしまいがちですけど、そうではなく良くするための批判であると捉えて、前に進んでいく、これが必要だろうと思います。そこには、多くの人達、県ですとか外部の専門家のアドバイス、そういったものが絶対に必要だということです。

今までは復旧の段階、元に戻すという段階でしたけれども、これからは復興の段階になる。前から様々な問題があった所に震災があり、そして元に戻すのは容易ではなく、だけどもさらにそれを乗り越えて先に進む、そういうことになると思います。そこには、多くの人材が必要になります。村だけでなく、外部の多くの人材もどんどん引き込みながら、協力を得ながら復興に向かって進んでいていただきたい。そして一刻も早く、良い村をつくることを願っております。

今回は、村長はじめ村の職員の方、また住民の皆さん方に色々お世話になりました。本当にどうもありがとうございました。

予定していました会議事項は、これで終わりです。それでは進行を事務局と交代したいと思います。

<司 会>

木村委員長さん、議事の進行ありがとうございました。それでは、4の「その他」ですが、特に用意した事項はございませんけれども、委員の皆さんには委員会の設置要綱によりまして、任期は村長が復興計画の策定をした日までとなっております。委員の皆さんには、2月から1年7か月にわたりご議論いただきまして、本当にありがとうございました。アドバイザーの県市町村課の小林課長さんからも一言ご挨拶をいただきたいと思います。

<小林アドバイザー>

委員各位におかれましては、2月以降、短期間の間にこれだけ積極的にご議論頂き、また実際に各地区へお出かけをいただき、様々なお立場の方の経験を集めて、きめ細かいニーズの集約をしていただいたということで、本当に委員各人皆様方のご努力に対しまして、心から敬意を表しますと共に感謝を申し上げる次第でございます。

知事が申し上げておりますけれども、中山間地域の復興のモデルとなるとそういう期待を知事は申し上げておりますけれども、これまでのプロセスそのものが1つの重要な要素を占めているのではないかというふうに私は感じている所でございます。本日付けでいただきますこの計画案、それに基づきまして今後村が計画を作っていく訳でございますけれども、先程委員長さんからもお話しがありました様に、お示しをいただいた基本的な方向性、あるいは基本的な考え方をこれから具体化していく、その為の努力が私達村や県にも求められているのだらうと思います。

県といたしましても、又地方事務所、又は本庁挙げて村と一緒に様々なアイデアを出しながら、また事業の執行に努めるとともに、国の復興交付金の使途、復興基金等の活用など、財政面でも努力をさせていただきたいというふうに思っております。

改めまして、委員各位のご努力に感謝を申し上げますと共に、どうか今後ともそれぞれのお立場で引き続き村の復興にご尽力を賜ります様、私からもお願いをさせていただきたいと存じます。本日は本当にありがとうございました。

<司 会>

以上をもちまして、栄村震災復興計画策定委員会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。